

●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき財務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年8月30日

香川県監査委員 木下典幸
同 大西均
同 五所野尾恭一
同 都築信行

- 1 監査対象部局 公営企業会計
- 2 監査対象年度 令和3年度
- 3 監査の実施内容

香川県監査基準に関する規程（令和2年監査委員規程第1号。以下「規程」という。）及び香川県監査等の着眼点（令和2年3月25日監査委員会議決定）により、次の監査対象機関に対し、会計証拠書類等の照合を行うとともに、必要に応じて説明を求めることにより監査を実施した。

監査対象機関	監査年月日
県立病院課	令和4年7月25日
中央病院	令和4年7月21日
丸亀病院	令和4年7月22日
白鳥病院	令和4年7月21日
下水道課	令和4年8月17日

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に処理されていたが、規程第16条第4項に規定する是正又は改善が必要とされる事項が次のとおり認められた。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 超音波診断装置の売却について、予定価格を設定していなかった。また、代金を収納する前に、当該装置を売却先に引き渡し、物品受領書も徴収していなかった。（中央病院）

(イ) 現金領収書について、前もって企業出納員の印が押されていた。また、一連番号が記載されておらず、年度終了時の収支命令者の確認ができていなかった。（中央病院）

(ウ) 医療費以外の現金収入について、現金を収納した日に銀行に預け入れない場合は、収納伝票により「現金」を計上する必要があるにもかかわらず、計上できていなかった。（中央病院）

(3) 検討指示事項

該当事項なし